

1 日 時 平成29年12月19日（火）10:30～12:10

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、
西郷 浩、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局本部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

野田総務大臣

若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官、
澤村統計審査官

4 議 事

- （1）諮問第102号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- （2）諮問第107号の答申「法人土地・建物基本調査の変更について」
- （3）諮問第108号の答申「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- （4）諮問第111号「漁業センサスの変更について」
- （5）統計委員会専門委員の発令等について
- （6）部会の審議状況について
- （7）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第117回統計委員会と第87回基本計画部会を合同開催いたします。

本日は、嶋崎委員、関根委員、宮川委員が御欠席です。本日は、後ほど、野田聖子総務大臣に御出席いただくことになっております。また、若生総務審議官にも御出席いただいております。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

まず、基本計画の答申案の資料が資料1、法人土地・建物基本調査の答申案の資料が資料2-1、2-2、2-3、2-4と参考の5種類、住宅・土地統計調査の匿名データの答申案の資料が資料3-1、3-2、漁業センサスの諮問資料が資料4-1、4-2、それに係る専門委員の指名の資料が4-3、4-4です。

続いて、部会の審議状況についてですが、人口・社会統計部会の資料5-1は、封筒の最後に付けてあります。少しイレギュラーですが、最後にあります。順番が最後ですので御注意ください。ですから、資料4の次には、産業統計部会の資料5-2、匿名データ部会の資料5-3、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース関連の資料5-4と続きます。その後に、医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究会の資料を資料6として付けております。

資料の説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。

まず、公的統計の整備に関する基本的な計画の変更についての答申案についてです。こちらについては、先週、基本計画部会においておおむね了承されており、その後、必要な文言修正を行った修正案を委員の皆様にはメールでお送りして、確認いただいておりますので、特に御異論はないと思いますが、改めて、この案を答申として採択してよろしいか、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、基本計画部会としては、この答申案を採択したものと整理いたします。また、基本計画部会の構成員と委員会の構成員が同じですので、委員会としても採択したものといたします。

委員の皆様、関係府省、東京都を初めとする府県の皆様に感謝申し上げます。

ただ今採択しました答申は、後ほど、野田大臣にお渡ししたいと思います。また、この委員会の終了後に、本答申、そして答申の概要、私のメッセージを示す委員長談話を示して、私が記者会見を開きまして、公表させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。サービス統計・企業統計部会において審議されておりました諮問第107号「法人土地・建物基本調査の変更について」の答申案につきまして、西郷部会長から御説明をお願いします。

○西郷委員 それでは、報告をさせていただきます。資料の番号は2-1になります。資料は、答申案の概要が資料2-1で、答申案そのものが、その次にございます資料2-

2、それから資料2-3で、いわゆる部会長メモが付いておりまして、以降、資料2-4等は部会の結果の概要、それから諮問等が付いておりますので、適宜御参照ください。

まず、この審議状況に関して簡単に申し上げますと、10月の統計委員会で諮問された後に、11月8日に開催した部会において、諮問事項の審議及び答申案の方向性の確認を終えることができました。今回、諮問の内容が非常に簡素であったために、対面式の部会としては1回で終了という形になりました。その後、いわゆる書面決議を経まして答申案を取りまとめるに至りましたので、報告をいたします。

それでは、資料2-1の答申案の概要に沿って説明をさせていただきます。本件につきましては、先月の統計委員会におきまして、代読という形になりますけれども既に一度報告をさせていただいておりますので、今回はポイントを絞って、主に資料2-1の概要に沿って説明をさせていただきます。

今回申請された変更内容は、資料の概要の1の計画の変更というところにありますけれども、調査票の構成の変更、それから調査事項の変更、そしてそれらに伴って集計事項が変更されるというものでした。部会において、これらの事項について話し合った結果、おおむね適当というふうに整理をさせていただいておりますけれども、今後の事項として3点、課題を指摘しております。今日はその3点について、もう少し詳しく報告をさせていただいております。いずれも平成35年、2023年予定の次回調査の企画時期までに検討するように求めています。

資料の下の方に、今後の課題という形で、①から③まで記載してございます。まず①に関してなのですが、今回調査事項が追加されて、主に今後の保有予定、土地の流動性を的確に捉える観点から、今後の保有等予定についてという質問項目が新たに追加されたのですが、その聞き方というのが、試験調査を経たとはいえ、必ずしも十分ではない面があると。そこで今後、その流動性を捉える方向性は正しいとしても、よりの確にそれが捉えられるような質問項目を考えるべきではないのかという点が①です。

②は、法人の属性を踏まえた集計の充実について検討せよというふうに書いてあります。具体的には、例えば調査対象である法人が外資系か否かによって集計ができるようにするとか、そのような今後の利活用のニーズによって、そうした集計も可能になる、必要になってくるということがあると思います。そのようなことが可能になるように、法人番号等を利用してデータリンケージの活用等を検討すべきであるというのが②の点であります。

③に関しましては、いわゆるパネルデータの作成なのですが、今回、法人単位のパネルデータの作成については、答申の概要の(2)番の②のとおり、一応対応がなされていて、これは前回の答申における今後の課題に対応した形をとっております。ただし、土地のパネルといった場合には、理想的には法人単位ではなくて、土地単位でパネルデータを作れた方が、土地の流動性や何かの把握についてはより適切である。これは、言うは易し行うは難しの典型のようなもので、土地そのものをパネルデータ化することは結構大変だとは思っておりますけれども、本来の目的、すなわち土地の流動性を的確に把握するという観点からは、是非取り組むべき課題なのではないかということで、③のところ、そのような検討をするように指摘をしております。

以上が答申案の説明ですけれども、今回、審議案件が少なかったとはいえ、土地という結構重要な資産に関する事柄だったことから、部会においてはかなり網羅的に、いろいろな議論も併せていたしました。そのことに関してメモを作成しましたので、今度は資料2-3を御覧いただければと思います。

資料2-3なのですけれども、1、2、3、4、5と記載してありますが、まず1番のところには、今回の法人土地・建物基本調査の審議の過程で、部会としていろいろな意見を交換したことが書いてあります。

2には、現状で土地の把握というものがどのように行われているのかということを中心に記載してあるのですけれども、レポートとして土地基本調査といいながら、これは加工統計なのですけれども、土地基本調査が5年ごとにレポートされていて、そのほかに土地白書というものが毎年レポートされておまして、これによって一応我が国の国土の使い方に関する総合的な報告は得られている格好にはなっています。

ところが、例えば個人企業の保有している土地、今回法人の保有している土地は調査がかかっているわけですけれども、例えば個人企業で結構大きな土地を所有しているというようなことがあった場合に、それが今の統計の体系では捉えられていない面があります。また、土地に関しては、例えば位置情報と、それから基準地価であるとか路線価であるとか、そのような価格の情報とをうまく結び付けて、例えば土地の資産の価値がどれぐらいあるかということは、調査によらずとも推計できるような方法があるのかもしれない、そのようなことが今のところまだ十分には検討されていないという点がございます。それが3に書いてあることです。

ではどうすべきかということで書いてあるのが4と5になりますけれども、4は、守備範囲という観点から考えれば、そのようなことの端緒を検討するのは、これは統計委員会の守備範囲に属するものであろうと。5としては、統計委員会、なかなか予算や何かもないわけなのですけれども、パイロット的な調査研究を統計委員会自身が進めて、その結果を踏まえた上で国土交通省を中心とする関係府省の具体的な取組を進めていくというのが効果的で現実的な案ではないかということが書いてあります。

以上で、答申案と、それから部会長メモに関する報告を終わりにいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案と部会長メモの御説明について、御質問あるいは御意見はございますか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 どうも御説明ありがとうございました。最初の答申案のところで、パネルデータの作成について、これは私が以前にお願いしたことなのですけれども、今後、土地単位のパネルデータの作成ということで、何か具体的に、どのような形で集めるとかという話が少しは出たのかどうかをお聞かせいただきたいということと、それと部会長メモの5のところで、パイロット的な調査研究を進めるというところは、実は基本計画の最後のところで私がお願いしたことでもありまして、このように記載していただけると非常にありがたいのですけれども、これを実際、統計委員会の方で本当に運用していただきたいと思います。

○西郷委員 ありがとうございます。最初の点に関しましては、技術的に難しいことは確認したのですが、具体的にどのようにやっていったらいいかというところまでは、部会の中では議論はできませんでした。

2に関しましては、これは何か私が答えなければいけないことなのか。感想のようにも聞こえたのですが。

○西村委員長 こちらで引き取って。

○西郷委員 分かりました。

○山澤総務省統計委員会担当室長 この研究テーマとしましては統計委員会が行うということなので、統計委員会担当室としても、多少ですが予算をとって、調査研究などをやっておりますので、そうした一環で来年度以降進めていきたいと思っております。

○西村委員長 ここにもありましたけれど、非常に大きな問題ですので、統計委員会でもとて抜く切れるものではありません。そこでパイロット的な調査研究という名前が付いているわけですが、基本はこれを関係府省、特に国土交通省なりと意見交換しながら、どこまで可能なかというようなものを——どこまで可能というのは、どこまで可能にするかという方が正確だと思いますが、そのようなことを検討して行って、できるだけ早い段階でこのようなものができていく体制に持っていきたいと思います。そのようなところで統計委員会における司令塔機能が発揮されるという、西郷部会長のこの御指摘に合う形で進めていきたいと思っております。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。今回の答申の調査は、『法人土地・建物基本調査』についてでございますが、ただ今パイロット的な調査研究もという御提案を受けて、発言をさせていただきます。

全国市長会でも、また民間の研究機関でも、国土交通省の皆様とも、また総務省、更には農林水産省等とも問題意識を共有しながら、ただ今、「所有者不明土地」の問題が大きな課題として位置付けられております。したがって、これにつきましては府省を超えて、いかに登記を的確にさせていただくかということも重要な課題になっています。

今回は『法人土地・建物基本調査』ですが、小規模の法人についても検討すべきというような部会長のコメントもあります。全体として、このパイロット的な調査研究を実施していただく中で、ひょっとしたら法人にかかわらず、私たち幅広い国民が、今後「所有者不明土地」をなくし、きちんとした登記が徹底し、土地、建物の全貌が分かるような調査のあり方が提案されるかもしれないというふうな期待を持って、今お聞きしておりました。したがって、今回の答申についてはもう、全くこれで十分でございますけれども、このことが今申し上げましたような全体としての「所有者不明土地」の問題についてもヒントになるというような、そんな方向性が期待されるのではないかとということも付言させていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

○山澤総務省統計委員会担当室長　パイロット的な調査研究については、統計委員会でももちろん審議しますが、ほかの省庁の皆様にも御協力いただいて、各自治体にも御協力いただくこともあるかもしれませんが、全体として進めていければと思っております。

○清原委員　ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長　基本的には、民間団体も結構いろいろな形でやっていますので、そういった民間団体との連携とか、そういうようなものを考えていきたいと思っています。非常に大きなことで、恐らく戦後の検地みたいなものになる可能性がありますので、十分準備をしながら、かつ十分な協力と御理解が得られるような形で持っていきたいと考えております。

それから、それを含めて、部会長メモとして御指摘された事項については、統計委員会として非常に重く受けとめたいと思います。この部会長メモや、先ほど御了解いただいた次期基本計画の答申、それに盛り込んだこと、つまり土地・建物の統計整備は重要な課題である一方、取組の方向が必ずしも明確になっていないと、この点をこれから統計委員会としてきちんとしていきたいと思っています。このため、部会長メモにもあるとおり、不動産登記情報、不動産価格情報、地理情報システムなどの情報を総合的に活用することについて、統計委員会を中心として検討を進めていきたいと思っていますので、国土交通省を初めとする関係府省の御協力をお願いいたします。

法人土地・建物基本調査の変更についての本委員会の答申は、資料2-2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村委員長　それでは、原案のとおりとします。

サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。匿名データ部会において審議されておりました諮問第108号「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」の答申案につきまして、北村部会長から御説明をお願いします。

○北村委員　それでは、諮問第108号、総務省統計局の住宅・土地統計調査の匿名データ作成の答申案について御説明いたします。資料3-1を御覧ください。今回の諮問審議の内容については前回の統計委員会にて御報告しておりますので、本日は答申案のポイントを御説明いたします。

全体としてですが、今回の匿名データ作成計画については適当であると判断いたしました。その適当と整理した内容について、2で説明しております。（1）の上限、下限の基準値を都道府県別に設定することについては、建築面積や家賃など、県によって分布が異なる情報が提供され、有用性が高まることから適当と整理しました。

次に、（2）の新規追加項目についてですが、ここは2つに分かれております。平成20年調査から新規に追加された住宅の耐震診断の有無などの項目を、回答数が一定数あるため、そのまま提供することになっていることは適当と整理いたしました。一方、平成25年調査で新規追加された東日本大震災関連の項目は、大震災の影響を分析できる有用

な調査項目ではありますが、該当する世帯が非常に限られておりますので、これは匿名性の確保の観点から、やむを得ず提供しないということに整理いたしました。

裏面を御覧ください。前回答申における今後の課題への対応についてですが、アの複数データの作成については、既存の匿名データは都道府県の情報を提供しておりますが、県よりも細かい地域情報を提供するために第二のデータを作成できないかという可能性について検討いたしました。これについては、現在国勢調査の匿名データ作成の検討の中で分析しており、それを踏まえて検討したいという返事をいただいております。匿名データで県レベルより詳細な地域情報を提供することは十分な検討が必要であることから、現段階では提供できない、それより細かい地域情報についての提供は、やむを得ないとしましたが、早期の検討が望まれるというふうに整理いたしました。

次に、イですけれども、調査年次の拡張と提供までの期間の短縮についてです。まず調査年次の拡張については、直近年次を優先していることは適当であるとしましたが、平成20年調査については提供時期が遅れていることが明らかですので、速やかに提供に努めてほしいということで整理いたしました。また、提供までの期間短縮を今後検討することについては、平成20年調査のように調査実施後5年以上経過したものを提供している実態もありますけれども、リソースの制約などを考慮すればやむを得ないと判断しております。ただ、提供の早期化が望まれることは明記しておきたいと思っております。

それから、ウのトップコーディングした変数について、その平均値と標準偏差を都道府県別に提供することについては適当と整理いたしました。

以上が答申案でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成についての本委員会の答申は、資料3-1の案のとおりとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。それでは、原案のとおりといたします。

匿名データ部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第111号「漁業センサスの変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 失礼いたします。総務省政策統括官室です。今般、農林水産大臣から、漁業センサスの変更について申請がございましたことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき本委員会に意見を求めるものでございます。資料4-1と4-2を用意しておりますが、資料4-1の諮問の概要に沿って説明いたします。

まず1ページの、前回における漁業センサスの概要についてです。調査の目的ですが、我が国の漁業の生産構造、就業構造など、漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としております。調査の

沿革ですけれども、1949年に開始されまして、1963年からは5年周期で実施され、現在に至っております。本調査は、海面漁業、内水面、流通加工の3つの調査、7種類の調査票から構成されております。このうち一番大規模なものは漁業経営体を対象とする調査でございます。報告者数は約9万5,000経営体です。約9万の個人経営体、約5,000の会社や漁業協同組合などの団体経営体を対象に、漁業種類、使用漁船や漁獲物・収獲物の販売金額等について調査いたします。他の調査票もおおむねこのような観点から調査しております。調査組織ですけれども、漁業経営体調査票は都道府県、市町村を經由して、それ以外は農林水産省の地方支分部局等を經由して調査しております。

次に、2ページ、3ページでは、調査結果の利活用状況を紹介させていただきます。まず2ページですけれども、水産基本計画における新規就業者の育成・確保等の審議の基礎資料として利用されております。ここでは、本調査結果から把握されました漁業経営体数や漁業就業者の推移などを示すグラフを掲載しております。

次に、3ページですけれども、内水面漁業及び養殖業における各種施策立案の基礎資料として利用されております。ここでは、内水面養殖業従事者数や販売金額規模別の経営体数の推移などを示すグラフを掲載しております。

その下の、漁業センサスを取り巻く社会経済情勢の変化についてです。水産基本計画や未来投資戦略などにおきまして、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めることとされたところでありまして、このような政策の動きも踏まえまして、今回の調査計画を企画しております。

続きまして4ページからは、本調査の変更事項について整理しております。最初に、調査体系の見直しについてです。海面漁業地域調査票及び漁業管理組織調査票を統合・再編する計画でございます。海面漁業地域調査票から都道府県所有情報で代替可能な事項を削除する一方、漁業管理組織調査票には、資源管理計画や漁場改善計画の記載事項で把握している一部項目があることを踏まえまして、報告者負担の軽減等の観点から、両調査票を統合・再編するものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。調査事項の変更についてです。先ほども触れましたが、漁業における資源管理や成長産業との関係から、今回、漁業種類別・魚種別の販売金額に係る把握内容を充実する計画です。限られた資源や漁場の効率的な利用、漁業経営体の経営安定の観点から、漁業種類の実態をより詳細に把握、捉えるとともに、資源管理の重要性が高まる中、漁獲・収獲した魚種が経営に与える影響を明らかにするための変更でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。常時従業者数の内訳として、雇用者数を把握する計画でございます。これにつきましては、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインの趣旨に準じて対応するものであり、他の統計との比較可能性の向上を図るための変更です。その下ですけれども、今回から法人番号について把握する計画でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。HACCP（ハシップ）、「ハサップ」ともいうそうですけれども、その手法の導入状況等に関する調査事項を削除する計画です。これ

は、右下に点線囲みで整理していますが、農林水産省が別途実施する一般統計調査におきまして、毎年、本調査が対象とする水産食料品製造業を含め、その実態をより詳細に把握しており、同調査結果をもちまして代替可能なため、削除するといったものです。

続きまして、8ページを御覧ください。調査事項そのものの変更ではございませんが、前回調査の記入値をプレプリントする計画です。本調査は5年周期調査ですので、報告者が回答に当たっての紛れをなくし、記入負担の軽減を図るため対応するものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。まず、オンライン調査の全面導入についてです。2008年調査から、一部の調査票におきましてオンライン調査を導入しておりましたけれども、今回調査では全ての調査票において導入する計画でございます。

次に、行政記録情報の活用についてです。前回の2013年調査から、都道府県が所有する漁船登録データの活用により、調査員の客体名簿補正の事務負担の軽減を図ってきたところですが、今回の調査では事業所母集団データベースの情報等の活用により、調査員の事務負担の更なる軽減化を図る計画でございます。

最後に、10ページを御覧ください。平成25年2月の前回答申において2点の課題が付されております。1点目は、OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討です。2点目は、インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応方策の検討についてです。

これらの課題への対応状況についてですけれども、まず公表早期化の関係では、2013年調査では調査票の読み取り精度の関係で、期間の短縮には至りませんでしたけれども、今回調査では調査票の選択項目の回答方式を変更して、読み取りエラーの縮減及び審査・修正に要する時間の短縮による公表の早期化に取り組むこととしております。

次に、オンライン利用率の向上の関係では、2013年調査に合わせて実施しましたアンケート調査結果を踏まえまして、希望者だけだったID、パスワードの付与を全ての調査対象とするなど、いろいろな取組を新たに行うなど、引き続きオンライン利用率の向上を図ることとしております。

部会では、これらの変更内容や対応状況について詳細に確認することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくことといたしますが、ここで特段の質問あるいは御意見等がございますか。

どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 必ずしもこの漁業センサスの件とは限らないのですが、報告者の立場から2点ほど、意見を申し上げたいと思います。

まず8ページですけれども、このような形で前回調査の数字を記載していただくことにつきましては、前回調査から5年も経つと、どのような数字を記載するのかということも忘れて、見当が付かないようなケースもある中で、非常に役に立つといえますか、サポートになるかと思ひまして、できればいろいろな他の統計調査でも広がればいいのかというふうに思ひ、これは意見でございます。

一方、次の9ページのオンラインですけれども、オンライン調査について、報告者の立場からは非常に便利だという意見と、5年に一度の調査だったらむしろ紙の方が楽だという意見の両方がございまして、特にこの漁業センサスの場合は常時パソコン環境にないような報告者もいると思いますので、そのような実態に合わせたオンライン開発の工夫をしていただく。例えばスマートフォンなど、ほかのモバイル端末などはどうかということも含めて検討いただくと、更に効果が上がるのではないかと思います、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ただ今御指摘いただいたような点も含めまして、部会の審議を進めてまいりたいと思ひます。モバイル端末を使用しましたオンライン調査も、徐々にではあります、世帯系を中心に進んでまいりましたので、そのような状況も踏まえながら、今後この調査にも活用の余地があるのかなども考えてまいりたいと思ひます。

○西村委員長 プレプリントにつきましては重要な点で、どの程度可能かどうかということもこれから考えながらやっていきたいと思ひます。できるだけ紛れのない形に持っていきたいと思ひますので、我々の方でそれを受け取って、検討していきたいと思ひます。

では、本件につきましては、今の御意見も踏まえて、産業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくことにしたいと思ひます。川崎部会長、よろしくお願ひいたします。

また、資料4-3にあるとおり、今回諮問された「漁業センサスの変更について」に関する審議に参加いただくために、専門委員お一人が本日12月19日付けで任命されております。統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に所属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、資料4-4のとおり指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。人口・社会統計部会で審議されております諮問第109号「住宅・土地統計調査の変更について」の審議状況について、白波瀬部会長から御報告をお願ひいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願ひします。それでは、資料5-1によりまして、人口・社会統計部会における住宅・土地統計調査の審議状況について報告いたします。

12月8日に開催されました1回目の部会では、11月21日の諮問の際に本委員会でいただいた御意見に関連する事項を中心に審議を進めました。

資料の1ページ、最初の1、計画の変更の（1）報告者数については、部会で議論し、特に強い反対意見もなく、この形でというおおむね了承いただいた次第でございまして。今回、調査票甲の報告者は約300万住戸から約320万住戸に、建物調査票の対象は約350万住戸から約370万住戸に増加するということから、実査を担う市町村や統計調査員の負担も増えてまいります。これにつきましては、3ページの別紙1にありますとおり、標本設計の第1次抽出単位となる平成27年国勢調査の調査区数の増加に起因するものでありまして、後ほど御説明するオンライン調査の拡充などによる事務負担軽減も図れることから、

今回の増加はやむを得ないというふうに整理をした次第でございます。その一方で、人口の高齢化等に伴いまして、今後も単身世帯を中心として世帯数が増加することが想定されます。このため、世帯数を基にした現行の標本設計の見直しの余地がないか検討いただくことを今後の課題として指摘する方向で考えております。

次に、本委員会でも御意見がありました（２）調査事項の前任居の所在地の削除の検討についてでございます。こちらにつきましては、４ページの別紙２のとおり、本調査で把握していた世帯の移動状況は国勢調査でも把握していることもありますし、住宅形態の変動状況は引き続き本調査においても把握するという類似の統計も検討して、議論を進めた次第でございます。

ただ、これまで本事項につきましては特に利用されていなかったという項目でありますし、あと、今回の答申におきましては、空き家関連情報の追加等から、全体の負担についての検討ということもありますし、その意味では、ある意味全てこのままというのは難しいのではないかという議論でございます。ただその一方で、本調査として住宅と人の動きを同時に把握する観点からは、かなりユニークというか、本調査独自の調査項目でもございますので、これを一律削除という形はかなり難しいのではないかという議論でございます。ですから２回目の部会におきましても、現在あります国勢調査等の関連統計調査との関係、役割分担等も含めまして、世帯や建物の移動状況の把握について改めて議論、確認した上で、最終的に本調査事項についてはどのような決定を、その時点で判断するかということを議論したいと考えております。

続きまして、２ページの（３）調査方法、①オンライン調査に係るＩＤ、パスワードの配布方法の変更から、⑤コールセンターの充実・強化までについてです。このうち集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託については、本委員会でも御意見のあった部分でございます。

変更内容のうち①、④及び⑤の関係では、８ページの別紙４のとおりでございまして、提出状況管理システムの構築などの取組を通じて、地方や統計調査員の負担軽減や調査の円滑な実施等を図るものであることから、適当と考えております。また、②の郵送による調査票の提出の関係では、本年７月に実施されました試験調査における回収方法等の未記入率の状況などのデータを出していただいております。２回目の部会で確認した上で、最終的に判断したいと考えております。ただ、方向性としては、繰り返しですけれども、郵送については回収率の向上あるいは現場の調査員の負担軽減ということもありますので、できるだけ効率的に、よい方向で進めるのがよいのではないかという意見が大半でございます。

さらに、③の集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託については、６ページの別紙３のとおりでございます。平成 27 年国勢調査と同様の形で実施することとしておりますけれども、最近増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の委託契約上の取扱いについて確認したいと考えております。なお、審議協力者として出席いただいた都道府県からも意見を積極的に出していただいております。この調査員業務の委託については回収率向上の観点からも積極的にＰＲしてほしいとの意見もありましたので、調

査実施における周知、広報等の取組についても併せて確認することとしております。このようなことから、本件については、2回目の部会でこちらについても引き続き審議し、最終的な結論を得ることとしております。繰り返しですが、できる規定ということで、現場の皆様からは歓迎されている状況を確認しております。

次に、資料2ページの2、前回答申における課題への対応についてです。これにつきましては、先ほどの調査方法での取組とも関係しますけれども、部会としてはオンライン調査結果の平成30年調査への反映や、各府省への情報提供の取組は適切に行われているものと判断し、適当というふうに整理しております。

そして最後に、3、その他につきましては、本委員会での御意見も踏まえまして、中長期的な観点から調査の効率的な実施や情報提供の実施等に向けた検討という切り口で、不動産登記情報や地理情報等の活用可能性について審議いたしましたが、先ほど御報告もありました法人土地・建物基本調査の審議結果も踏まえながら、2回目の部会においても引き続き審議し、最終的な結論を得ることとしております。

最後ですけれども、今後の予定ですが、2回目の部会は今年、12月26日に開催することとしております。そこで、1回目の部会で確認することとされた事項や、まだ審議していない事項を含めまして、審議を継続していきたいと考えております。その後、答申案の整理の方向性について合意が得られた場合には、書面決議によって決定することも含みにおいて、その状況を確認しながら、1月又は2月の統計委員会において答申案をお諮りすることとしたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か御質問等ございますか。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 御報告ありがとうございます。まだ第2回でも話し合われる部分のようなのですけれども、資料5-1だと4ページのところで、前住居の、以前どこに住んでいたかという項目が削除される、その1つの理由として、国勢調査でも同じような、5年前にどこに住んでいましたかという質問があって、そのような公的統計間の役割分担を考えると、こちらで把握していなくてもいいのではないかということから削除が検討されているということでした。しかし、国勢調査に関しては、5年前の住居は10年おきに聞くことが基本的になっていて、ただし、2015年調査に関しては、東日本大震災が2011年にあったことから特別に、簡易調査ではあるけれども5年前の住所を聞くという形になっていたと思うのです。

ですので、必ずしも国勢調査が代替的に使えるか、私自身は、個人的には5年前の住居は簡易調査のときでも毎回調査した方がよいという意見は持っているのですけれども、そのことが将来どうなるかはまだ決まっていないのですよね。ですので、国勢調査との役割分担でというのが、国勢調査の5年前の住居の把握がまだ確定していない状況では決められないのではないかという印象を持ったのですけれども、それについては部会で何か議論があったのかどうかということだけを確認させていただければ結構です。

○野田総務大臣 おはようございます。すみません、少し閣議で遅くなりました。

○西村委員長 ただ今、大臣がお見えになりました。この後、大臣に答申を手交させていただきますが、準備が整うまで引き続き現在の議事を続けさせていただきます。

それでは、白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 この時点での説明は、確かに役割分担を中心にとということだったのですが、本件につきましては2点あります。少し申し上げたように、全体の変更の中で、空き家問題について非常に関心も、その重要度も増している状況で、全体のバランスでどうするのか。それで、前回の、東日本大震災ということで特別にピンポイントで入れた質問項目を、どのような形で継続、あるいはそれを一時点のものとして見るのかという議論については、中で議論をしたところでございまして、国勢調査との代替というのは、西郷委員もおっしゃるとおり、完全に代替することはできません。

あともう1点、少し申し上げたのですが、住宅での移動と人の移動というのを同時的に捉えるという段階では非常に意味のあることだったのですが、経験値としては、それを積極的に経験したという事実がなかったことも検討課題の1つにあったということでございますので、議論の中では、代替できる、役割分担ということを中心にというよりも、この調査そのものの意味付けと、これからの位置付けということは同時進行で議論をしている状況でございます。ですからまだ、2回目以降になりますけれども、完全削除というよりは、1つは、ショートフォーム、ロングフォームがございまして、ロングフォームでの維持ということは、次回の部会でより詳しく議論されると思います。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。実は私もその点には非常に強い関心を持って、やはり住居の形態と、それから人口の移動とは本質的には少し違うものですが、そして特に、今まではどちらかというところと日本全体に関していろいろな住宅政策を考えるということだったのですが、これからはやはり地方の多様性に合わせた形のような住宅政策を考える必要があるのではないかと私は思っています。そうしたときに、今までの住宅政策で取り上げてこなかったと、確かにそうなのですが、これから、新しい、そのような多様性のある国土の建設とか、その維持とか、そのようなところから考えると、このような情報は非常に重要ではないかというのが私の個人的な意見です。

それから、実際にアメリカでは、例えば大きなショックが起こったときに、人々の移動に対して住居の保有形態が非常に大きな影響を与えているというようなことがデータとして出てきております。そのようなものは、日本ではこれが恐らく唯一とれるものだろうと思いますので、そのようなことを考えますと、少し考えていただきたいということが私の個人的な意見です。

最終的にはもちろん部会の中での御審議ということでお願いしたいと思いますが、そのような幾つかの意見も取り入れてお考えになって御審議いただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

○山澤総務省統計委員会担当室長 準備が整いましたので、ただ今よりカメラ撮りを開始いたします。

○西村委員長　では、ただ今より、先ほど採択いたしました基本計画の答申を、私から野田総務大臣にお渡ししたいと思います。

それでは、これを答申いたします。よろしくお願いいたします。

(答申文手交)

○野田総務大臣　皆様、どうもありがとうございました。

○西村委員長　それでは、野田総務大臣から所感などあればお願いできますでしょうか。

○野田総務大臣　着席したままで失礼いたします。

ただ今、委員長から、公的統計の整備に関する基本的な計画の変更に関する答申をいただきました。一言御挨拶を皆様に申し上げたいと思います。

西村委員長をはじめ、今日お集まりの委員の皆様方には、今年2月に本件に関する諮問が行われて以降、10か月にわたり、延べ49回もの会合を重ね、これはもう本当にすごいことだと私は思います。精力的に御審議をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

我が国では、少子化に伴う人口減少が加速しています。こうした変化にしっかり対応して、持続可能な社会を構築していくために、我が国の社会経済の実態を客観的に把握して、将来の姿を正確に示した上で、的確に施策を講じていく必要がより強くなってまいりました。そのためには、統計も我が国の社会経済の実情をよりよく把握できるよう、時代に合わせて進化させていくことが大変重要です。

本答申におきましては、より正確な経済の実態把握を目指し、GDPの約7割を占めるサービス分野の統計調査を見直して、新たに経済構造実態調査を創設するなど、公的統計の整備・改善について様々な御提言をいただいたところです。また、リソースを計画的に確保する一方で、官民の統計コストを3年で2割削減することを目指し、統計棚卸しにも果敢に取り組むなど、統計作成業務の効率化や品質確保等の取組についても御提案をいただきました。こうした答申の内容は時代の要請に応えるものだと固く信じているところであります。

本答申は、今般の統計改革全体を示す工程表の集大成と言えます。統計制度を所管する私、総務大臣として、この場におられる関係府省を含め、各府省と一体となって本答申を最大限尊重して、基本計画をしっかりと年度内に閣議決定してまいります。

最後に、この改革工程表に沿って統計改革を実現していくため、委員の皆様方には、フォローアップ等を通じて引き続き統計行政を力強く牽引していただくことを心からお願い申し上げまして、私から感謝の気持ちを込めて、御挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○西村委員長　ありがとうございました。非常に心強い御支援、どうも本当にありがとうございます。

○野田総務大臣　こちらこそ、ありがとうございました。

○西村委員長　野田総務大臣におかれましては、他の公務がございますので、御退席されます。野田総務大臣、本当に本日はありがとうございました。

○野田総務大臣　委員長、本当にありがとうございます。

どうもありがとうございました。また引き続きよろしく申し上げます。

○西村委員長　それでは、議事に戻ります。

今、西郷委員、それから私からの意見もございましたので、それを含めまして、白波瀬部会長、それから部会所属委員におかれましては、引き続き御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

産業統計部会で審議されております諮問第106号「薬事工業生産動態統計調査の変更について」の審議状況について、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎委員　それでは、報告させていただきます。資料5-2を用いまして説明いたします。1枚の紙の裏表となっております。

薬事工業生産動態統計調査につきましては、既に前回の11月の統計委員会におきまして、第1回の部会の結果を報告しております。その後、今日5日に2回目の部会を開催しております。これによりまして残っていた諮問事項の審議を行い、答申案の方向性を確認するところまで至っております。今日はその2回目の部会の審議状況を中心に報告をいたします。

全体としまして、審議の結果は、おおむね適当ということで整理をしておりますので、特に大きなポイントに絞りまして、これから説明をさせていただきたいと思っております。

まず(2)調査票の構成の変更のところですが、これの①です。これは、今回の変更で、これまで医薬品の総括表ということで使用されておりました第一号の様式を廃止しまして、それに伴いまして従業者数の把握を取りやめる計画となっております。これにつきましては、この統計委員会でも御発言をいただいておりますが、調査実施者から第1回の部会の際に、慎重に再検討した上で部会に改めて報告したいというお話をいただきました。それによりまして、詳細な議論はこの2回目の部会で行ったところです。

調査実施者からの御説明では3点ほどありまして、1つは、現状において利活用がこの事項についてはほとんどなく、今後のニーズも見込まれないということ。それから2番目に、月々のデータの変動が非常に小さいこと。これは月次で把握する数字でございますので、薬事の生産に携わる現場の従業者の方々が月々どう変動するかを見るということですので、かなり細かいものであるということですが、その変動が少ないということです。3番目に、他の統計調査とは若干定義や範囲の違いがありますがけれども、基本的にはそのようなほかの統計を使えば大まかなすう勢は把握できるので、それで大体足りているということです。例えば工業統計調査、あるいは経済センサスといったところでおおむね把握できるということで、計画どおり廃止したいという説明でございます。

こちらにつきましては、なぜこれまで把握していたのかということにもなりますけれども、これはニーズの変化でございまして、従前は医薬品の生産が小規模の工場中心であったところ、最近ではもうだんだんと大規模な工場が中心となってきているということで、そういったところの規模の変化の把握をしなければいけなかったところではありますが、今日ではそういうことがなくなってきたということで、そのニーズの変化によりまして、このようなことであるということです。

したがって、以上のことを慎重に審議しました結果、申請どおり削除することが適当であると整理させていただきました。

それから次に、下の方になりますけれども、調査事項の変更の中で一番下の⑤ですが、輸出の範囲ということです。これにつきましては、輸出を、直接輸出だけではなくて間接輸出も含めるという変更です。直接輸出というのは、生産する事業者が直接輸出をすることですが、これだけだとどうしても数字が小さくなってしまいがちでございまして、実は国内の事業者に販売しても、それが更に輸出されるという間接的な輸出もあるということとございまして、そういったところも、このような生産、出荷する事業者の方で把握できる限りは捉えていくことで、それが適当であろうということとございまして、これにつきましては適当と整理をさせていただきました。

この変更自体は、輸出の大きさをより正確に把握する観点からはより望ましいことであると判断しておりますが、ただ、報告者が間接輸出に関する最終的な仕向け国を100%把握することは必ずしも容易ではないということがございまして、これは調査実施者の側でも、そのようなことを認識しておられます。そのようなことを踏まえまして、結果利用においては、このような必ずしも完全に把握できない面もあるといったことも含めて、誤解のないように十分な説明が必要であることを指摘させていただきました。

それから続きまして、今度は資料5-2の裏面になりますけれども、調査方法の変更でございまして、これにつきましては、調査の円滑かつ効率的な実施などの観点から、いずれも適当と整理しておりますが、ただ、これは他の調査の場合でも同様ですけれども、この中で民間委託がございまして、今回、民間委託を拡大するということが出ておりますので、これに伴いまして、結果への影響ですとか回収率の確保といったことについてはいろいろ検証が必要であろうと思っております。そのような検証が必要であることはきちんと認識して今後進めたいということとしております。

それから、その下の(5)集計事項の変更ですが、これは変更内容自体、全体は適当と整理しておりますが、1点指摘をしております。医薬品の輸出入につきまして、本調査の結果が貿易統計と比較して用いられる場合がよくあるということです。しかし両者の間には、金額の評価方法などが異なっておりまして、それによって差異が出ております。調査の公表の場面で、この違いについて十分説明できていないのではないかといたした御意見もございましたので、この部会としましては、データの正確な理解の助けになるような対応をしていただきたいということで、その点を指摘しております。

それから、公表時期の変更でございまして、これも公表を早期化していくということで、大変結構なことです。適当と整理しております。ただ、この調査につきましては、現在の調査の公表が経常的にかなり遅れている状況がございまして、そこで、これにつきましては、特に新方式に切り替えたところでやや混乱が起きる危険があると、つまり旧方式の調査の結果の公表と新方式の調査の結果の公表の時期が重なり、最悪、旧方式の方が遅れてしまうのではないかと懸念もあるわけですが、そのようなことが支障にならないだろうかと確認しておりますが、そのようなことで特に問題としては生じないで

あろうということを調査実施者の方では御回答いただいておりますので、この移行のところも御注意いただきながら、よい方向に移行していただきたいということでございます。

以上が大きな個別のポイントですが、あと2点ほど申し上げたいと思います。

1点は、今回の変更に関する審議についてですが、これは調査対象とか調査事項の変更など、調査計画が大幅に変更されるということですので、これに伴いまして、この変更の前後において集計結果が少なからず変動することが予想されます。したがって、変更前の結果と、その後の変動などがありました場合には、その変動の要因の検証、また、このようなことを利用者に情報提供するといったことが特に留意が必要であろうと考えております。この点は重要なことであるということでございます。

それからもう1点ですが、これは調査の名称ということです。この調査、医薬品と、それから医療機器も対象としている調査ですが、これにつきましては名称の変更を検討したらどうかという御意見が1回目の部会でも出ておりまして、このあたりのことは前回の委員会でも報告させていただいたところです。

いろいろ検討してまいりましたが、結論から申し上げます、なかなかこれは難しいところがあるということで、今回は見送らざるを得ないのではないかとということで部会の方では考えています。現在の調査名が薬事工業生産動態統計調査とあって、大変長い名前になっております。これをどうやって医薬品、医療機器というものを入れるかと、要するに、あまり名前が長いと非常に表示も難しい、耳にも入りにくいということもございます。名前が正確であることが望ましいので、いろいろなことは正確に書いた方が良いとは思いますが、これはやり過ぎますと、落語の「寿限無寿限無五劫のすり切れ」ではないですけども、かなり分かりにくくなる場所もあると思いますので、相当慎重に考えていく必要もあろうかと思っております。この名称で既に、約60年にわたってでしょうか、使われているということで、いろいろなところでこちらが引用されているという事情もございまして、もう少しこれは慎重に考えた方がよろしいのではないかとということで、少し今回は見送って、このようなことが議論されたことを何らかの形で残すということで、この答申案を整理していきたいと考えております。

以上が2回目の審議の概要でございます。

この後の扱いですが、2回目の部会でこのような方向性を御了解いただいておりますので、この後、答申案を作成いたしまして、委員との調整を進めまして、最終的には書面審議をもちまして、最終的な答申案を確定させたいと考えております。その答申案につきましては、次回1月の統計委員会に報告したいと考えています。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。この案件については、一堂に会した部会審議は終了しているということですが、ただ今の御報告について、追加で御質問等ございますか。

ありがとうございます。それでは、答申案の取りまとめについて、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。匿名データ部会で審議されております諮問第 110 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の審議状況について、北村部会長から御報告をお願いします。

○北村委員　では、資料 5-3 を御覧ください。

11 月 29 日の部会において審議いたしましたが、整理できた項目と、引き続き審議中の項目がございます。整理できた項目は上段の 2 項目で、1 つ目は新規追加項目についてです。今回は平成 7 年調査と平成 25 年調査の匿名データが諮問されておりますが、このうち平成 25 年調査において新規追加された項目がございます。具体的には「1 日の平均睡眠時間」「健康のために日頃実行している事柄」などですが、これらをそのまま提供することは、匿名性も確保されることから、適当と整理いたしました。

2 つ目の所得の内訳についてですが、これまで所得の総額のみ提供していたところ、今回、内訳として「雇用者所得」と「公的年金・恩給」を提供することになり、有用性が高まるということで、適当と判断いたしました。

下 2 段の項目についてですが、これは継続審議となっているものです。1 つはリサンプリングについてですが、都道府県単位で調査区を抽出し、抽出した調査区から世帯を抽出する 2 段階抽出について、ダイレクトサンプリングなど、ほかの方法を検討すべきではないかなどの意見があり、次回の部会で再度審議することになっております。地域情報の付与についても次回、再度審議することにしております。次回の部会は 12 月 25 日を予定しております。

以上です。

○西村委員長　ありがとうございました。ただ今の御報告について、何か御質問等ございますか。

どうぞ。

○川崎委員　私も部会のメンバーなので、少しだけ補足的に申し上げたいと思います。今の北村部会長の御報告のとおりで、私も北村部会長の御整理で全く同意しておりますし、また、この匿名データ作成の大きな方向としては大変、厚生労働省の対応もよくやっただいただいていると思っております。

ただ、少しこれは私自身の問題意識なので、部会としてということでは必ずしもないので申し上げてみたいと思うのですが、このような検討をしてみますと、統計調査の設計のところにもまで及ぶような議論がどうしても出てくることを感じております。その中で、ひょっとしたら今後取り組んでいただく必要がある課題があるのではないかという意識がありますので、その点、ここで紹介をさせていただきたいと思います。

と申しますのは、国民生活基礎調査は非常に大事な調査で、よく使われている調査であると思っておりますし、また同時に、これは非常に工夫した設計がなされております。マスターサンプルとサブサンプルがうまく使われていて、非常に緻密な設計になっている良い調査なのですが、しかし、今回の匿名データの提供の審議を進めていく過程で私が非常に気になりましたのは、例えばももとの抽出方法が集落抽出をやっている、その集落抽出の 1 段目の抽出が単純無作為抽出という方法をとっているのです。これは恐らく確率比例抽出

といった方法をとった方がよくなると思います。精度がよくなると思いますし、また、そのような工夫をやっていくことで、この匿名データを作る場合でもいろいろな工夫の余地が出てくるだろうと思っております。

ただ、これはなかなか大きな問題ですので、匿名データ部会だけで審議できる課題でもないですし、また調査をいきなり急転回できるわけでもないと思いますので、そのような課題をいつ、どこでどのように扱ったらよいのだろうかという疑問を私は持ちながら、いつもそんなことを部会で申し上げているので、部会長には大変難題ばかり申し上げたような格好ではあるのですが、これほどよく使われる統計でもありますので、そのようなことも、ここの審議の中で分かってきたことは、何らかの格好で今後扱っていただくことができたらありがたいと思っております。

ということで、方向性とか結論ということは特にはないのですが、大きなことについては今回の提供でまずは、基本線はやっていただきたいと思うのですが、今後の課題として何かそのようなことを部会として、また委員会全体として意識をしていただけたらということで問題提起させていただきました。

以上です。

○西村委員長　　ありがとうございました。非常に重い問題提起なのですが、少し説明を厚生労働省の方で。

○川崎委員　　特に御回答はなくても結構ですが。

○西村委員長　　所感をお願いします。

○酒光厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）　　非常に重い話でありますけれども、また今までの歴史的なものといいますか、経緯的なものもあるかと思えます。今伺ったお話はまた少し検討させていただいて、委員の皆様方とも御相談させていただきたいと思えます。

○西村委員長　　どうもありがとうございました。ほかにございますか。

それでは、北村部会長及び部会所属委員におかれましては、引き続きよろしくお願いたします。

次に移ります。国民経済計算体系的整備部会については、今後、タスクフォースにおける議論の動向を含め、委員会で共有しておきたいと考えております。そこで今回は、SUTタスクフォースの審議状況について、中村部会長代理から御報告をお願いいたします。

○中村委員　　それでは、代理としまして私から、国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。

前回の報告以降、SUTタスクフォース会合を2回開催いたしました。10月26日の委員会で御報告したとおり、SUTタスクフォースの課題は大きく2つあります。そのうち課題1の基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠と、課題2の5分野の統計整備について、それぞれ1回ずつ審議を行いました。資料5-4を用意しましたので、適宜御参照いただきたいと思います。

まず課題1につきましては、1ページ、2ページに、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を検討するための手始めとして、産業連関表や国民経済計算報告者負担等の実

情と課題について担当府省から報告を受け、これからのSUT作成のための課題を整理し、構成員間で認識を共有したところであります。

まず基準年SUT・産業連関表の作成における課題について、次のように整理いたしました。SUT作成の基礎統計となる経済センサスにつきましては、実務上の制約に鑑み、網羅的ではなく、ある程度業種を絞り込みつつ、副業把握の充実を図ることが必要であること、また、その際には主業と結び付きの深い副業にも配慮することです。平成23年産業連関表の部門ごとの推計実績を見ますと、サービス産業の投入調査において精度改善への取組が必要であることが明らかになりました。投入調査の今後の課題としましては、業種ごとにカスタマイズした調査票の導入や、金額規模や技術変化に着目し、影響度の大きい部門に対して重点的な調査を行うといった柔軟な対応が必要であると考えます。中間投入比率の安定性を確保するため、基準年SUTの供給表における産業の分類につきましては、現行の産業連関表のV表では約100部門にとどまっているところを詳細化の必要があるなど、今後注力すべき具体的な事項が明確となったと考えます。

一方で、投入調査におきまして有効回答率や記入精度の向上を図る観点から、特にサービス分野について投入費用の調査対象を、現行のアクティビティーから企業に変更する場合につきましては、情報の把握可能性に加え、産業別費用データとして何が必要となるかにつきましても追加的な検討が必要であるとされております。

次に3ページ以降、内閣府の関連ポイントであります。中間年SUTにつきましても課題を整理いたしました。その結果、精度向上を図る観点から、基準年SUTとシームレスな概念分類等とし、相違を極力少なくする。産出先ができる限り単独の需要項目に配分できる生産物の分類を採用する。基準年における産業の分類を詳細化した上で、中間年SUTにおいても中間投入構造が安定するような産業の分類を採用する等の課題があることが明らかになりました。また、中間年SUTに関連して内閣府から、ビジネスサーベイやその他の基礎統計において考慮すべき事項について要望がありました。具体的には企業と家計双方で需要される主要な生産物、例えば自動車等でありませけれども、これらにつきまして企業向けと家計向けの販売割合が分かるデータ、それから費用項目を把握する基礎統計の拡充、特に一部特定産業の特定品目、医薬品、原油、天然ガス等でありませ、これらの投入を知るためのデータ、中間消費額をより正確に把握するため、品目別の商業マージンを把握するための情報に関する要望であります。併せて、中間年に実施されるビジネスサーベイ等の基礎統計におきまして、企業単位で把握されるデータを事業所単位に変換できるように考慮する必要があるとの指摘がありました。委員会、部会における諮問審議に当たり、これらの点に御配慮いただきたいと考えております。

それから4ページ、経団連の関連のポイントにつきましては、これまで統計委員会等の場で共有されてきた報告者負担の実情を改めて紹介し、それを制約条件として意識しながら検討を進めることを確認いたしました。

5ページ以降のSUTタスクフォースで整理された課題につきましては、課題2の5分野の統計整備に当たりますけれども、各分野の検討スケジュールにつきまして具体化を進め、工程表として取りまとめました。

個別の課題であります。建設分野では、建設工事出来高の精度向上を図るため、2018年度に実施される建設工事進捗率調査の結果を早期に反映することに加え、建築着工統計の補正調査の見直しを図ることにより、工事実施額の精度向上や工事の進捗状況の迅速な把握の活用などの課題を整理いたしました。また不動産分野では、一部の仲介手数料や販売マージン等、各種取引の推計精度の改善について議論しました。

医療分野では、中間年における医薬品を中心とする投入構造把握の精度向上に向けて、医療経済実態調査の利活用に向けた検討を行い、その検討結果を踏まえて、回収率の状況等も含む多角的な検証等を進めていくこととされております。また、検討状況や今後の進め方について報告がありました。また、介護分野に関しましても同様の報告がありました。

このほか、投入構造の把握の精度改善に向けて、医療分野でのレセプトデータ、社会福祉、保育所に関する行政記録情報の活用についても報告がありました。

教育分野につきましては、地方教育費調査における費用細目の回答可能性について、地方自治体に対してヒアリングを開始していること、今後そのヒアリング結果を踏まえ、投入構造把握に向けて、既存の調査等の各種データを用いた推計の実現可能性の検討のほか、投入調査の導入や地方教育費調査での特別調査、項目追加などの調査改善を検討する方針であるとの報告がございました。検討自体はまだ緒についたばかりということですが、着実に作業を行っていただいているという印象を持っております。

以上の報告を受けて、検討作業プロセスとタスクフォースへの経過報告を踏まえ、実装に向けた作業というイメージで、もう少し具体的なスケジュールやポイントを確認することが必要と指摘されました。

今後のSUTタスクフォースは原則、四半期に2回開催いたしまして、課題1の基本構成の大枠、それから課題2の5分野の統計整備の審議を交互に行うこととなっております。検討スケジュールについてのフォローアップ審議等を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か質問等ございますか。非常に多岐にわたっていますので、場合によっては後で、担当室を通じて質問なり何なりに対応するという形をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。関係府省においては、連携して、着実に検討を進めていただき、大変感謝しております。しかし、今の説明でもお分かりのように、産業連関表のSUT体系への移行というのは大変重い課題を今も多く抱えております。中村部会長代理の報告でも指摘されましたように、今後は実装に向けた作業を意識して、より具体的なスケジュール感や、精度向上に向けた見直しポイントを確認し、効果的・効率的に取り組んでいくことが大切だと思います。関係府省におかれましては、統計改革推進会議からのマンデート、これは非常に重いマンデートですので、このマンデートを達成すべく、引き続き精力的な取組をお願いしたいと思います。また、中村部会長代理、それから部会・タスクフォース所属委員におかれましては、引き続き、審議を通じたサポート、それから実装への動きというものの支援をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。内閣府で研究されております医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について説明を受けたいと思います。

この研究は、本年度から、内閣府が関係省と連携しつつ進めているものであり、次期基本計画の答申でも取り上げられています。本日は、これまでの研究の整理と、今後の方向性について御報告をいただく予定です。

それでは、経済社会総合研究所の市川上席主任研究官から御説明をお願いします。

○市川内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官 内閣府経済社会総合研究所でございます。お手元の、右肩に資料6と書いた資料を御覧いただければと思います。

今年度よりこの研究に取り組みまして、この半年間、先行研究、他国の状況等を踏まえて、方法論の整理と今後の方向性について検討した結果を御報告させていただきます。

2ページになります。方法論の整理でございますけれども、おおむね2つの観点から整理できるというふうに私どもは考えております。まずは何を質調整の対象とするかという点です。簡単な式を書いてありまして、御案内のとおりでございますけれども、名目アウトプットというのは数量と質と価格の3要素を掛け合わせたものと考えられます。質調整を行う際に、数量の方に寄せて質を調整するのか、価格の方、デフレーターの方に寄せて質調整を行うのかといった2つの視点からまず分けられると考えております。

3ページに行ってくださいまして、今度は、どのようなアプローチを用いるかという点から整理できると考えております。医療に関する質の文献を読みますと、まず細分化アプローチと記載してございますけれども、疾病等に着目して、医療サービスを可能な限り細分化する。その細分した分類の中で、サービスを均質、質が一定というふうに考えるという考え方が基本的に出てまいります。この細分化アプローチに加えまして、統計的手法アプローチと書いてございますけれども、死亡率ですとか再入院率といった明示的な質指標になるもので質を捉えて統計的な手法を反映する方法と、2つに分けられると考えております。

次のページに行ってくださいまして、4ページと5ページを両方開いて見ていただくと分かりやすいかと思いますが、今の方法論の観点からしますと、4つのマトリックスに整理できると考えております。まず左上でございますけれども、質を実質アウトプットの方に寄せて調整する場合、右側がデフレーターに寄せて調整をする場合。上の段が細分化というアプローチで質調整をする場合。それに加えて、下の段でございますけれども、統計的手法アプローチと記載してございますが、統計的手法を加えて質調整をするアプローチ、この4つに整理できるのではないかと考えております。

左上の四角になりますけれども、実質アウトプット、細分化アプローチで調整する場合。これは欧州の各国でとられておりますが、分類間のシフト、可能な限り細かく分類を捉えますので、何か変わったことが起きると分類間のシフトで質が違うというふうに捉えるアプローチになります。

その下に行ってくださいまして、統計的手法、実質アウトプットのアプローチですけれども、これは、その細分化に加えまして、さらに明示的な質調整を入れ込む形になります。

5 ページの数式で見ていただくと更に分かりやすいかと思いますが、上の欄のアウトプット指数に加えて、更に明示的質調整の項目が入っているという形になっております。

右側のデフレーター型ですけれども、マトリックスの右上、細分化掛けるデフレーター、これは米国のサテライト勘定等で使われております。均質的な分類の中で質は一定というふうに考えるのですが、そこの価格変動をデフレーターとして捉える方式です。これはアメリカのサテライト勘定で使われております。式で見ますと5 ページの右上になりますけれども、疾病ごとになるのですが、患者1人当たり単価の変化ということで捉えるという形になっております。

最後に右下になりますが、これは各国の統計部局でとられている手法ではなく、まだ学術研究にとどまっている手法でございます。例えばカトラーの論文ですと、効用に着目して、効用関数、治療を受ける前と後で効用が一定という関数を特定して、その補償変分のような形で金銭換算した補償額を捉えられないかといった手法が提案されております。

このような4つのマトリックスで方法論は整理できるというふうに考えております。

6 ページに行っていただきまして、各国はどのような状況かと申しますと、まず欧州でございまして、SNAの本体におきましては疾病分類を基に実質アウトプットを直接的に算出、つまり先ほどのマトリックスでいいますと左上の手法で推計がされております。

続きまして米国でございまして、米国のSNAに当たるNIPA本体では、日本同様にCPIですとかPPIをデフレーターとして使用しているのが現状でございます。ただ、NIPA本体とは別に、医療サテライト勘定として疾病分類別の患者1人当たりの単価をデフレーターとして使用しております。これはマトリックスでいう右上の分類になります。

あと英国でございまして、SNA本体では、欧州と同様に実質アウトプットを直接的に算出する手法をとっております。ただ、SNA本体ではないのですけれども、参考指標として明示的質指標、病院における待機時間ですとか死亡率といったような明示的質指標を用いて統計的手法で調整した生産性指標を公表しております。

翻って日本の状況でございまして、御案内のとおり、現状SNA本体ではCPIをデフレーターとして使用してございます。分類はマッサージ料金、出産入院料、診療代、人間ドック、予防接種といった5分類から成るCPIを用いてデフレートしているというのが現状でございます。

こうした状況を踏まえまして、私どもの今後の研究の方向性として7ページ以降に記載していただいておりますが、まず、先ほど言った4つのマトリックス全ての手法を試したいと考えております。その上で現状のSNAとの親和性を踏まえて、各手法の長所と短所といったものを把握していきたいと考えております。

使用するデータの候補ですが、そこに記載してございますように、社会医療診療行為別統計ですとかレセプトデータ、あとDPCデータといったようなデータが考えられるのではないかと考えております。御参考までに、ページをめくっていただきまして11ページ以降に、どういった疾病分類なのかというのを例示として付けさせていただきました。例えば社会医療診療行為別統計ですと119分類ですので、粗めの分類となります。また1枚繰っていただきまして、レセプトの疾病分類、これは2万5000疾病名がございまして、

かなり細かい疾病でとることが可能となります。13 ページに付けておりますのがD P C データと呼ばれるものですが、これは疾病、治療が分類の分岐になっておりますが、これが2,900分類ぐらいございます。このようなデータを今のところ候補として考えております。

ページを戻っていただきまして8ページになりますけれども、今後私どもの研究の方向性として、まずはその4つの手法全て試しますけれども、細分化のアプローチとしては、まず分類軸を何にするのか。これまで検討した過程では、恐らく疾病分類が分類軸になるというふうに考えております。ただ、疾病とともに、例えば治療方法ですとか重症度といったものを分類軸に組み込んだ際の相違も併せて検討したいと考えております。

2番になりますけれども、あとはその細分化が十分にされているのか、細分化はどのくらいにするのか、I C Dと呼ばれる国際疾病分類もございまして、先ほどお見せしたような119分類というような少し大きくくりの分類もございまして。ちなみに米国では263を一番基礎とする分類にしておりますので、そのようなことも参照しつつ検討したいと考えております。

ページを移っていただきまして9ページでございますが、明示的質指標を用いた統計的手法アプローチではどのような点を主に検討するかと申しますと、そもそも医療の質は何を用いるべきなのか。恐らく医療の場合ですと包括的なQ O L、生活の質指標のようなものが理想的と考えますが、疾病別全てについてそのようなデータをとるのはかなり困難と思いますので、代理指標として死亡率ですとか合併症といったものも考えられないかといった点を検討したいと考えております。

ただ、その質にしましても、生の質データだけではなくて、例えば死亡率を用いる場合にも、それは重症度であったり治療方法によっても変わってくる可能性が強いものですので、リスク調整と呼ばれる統計的手法を試したいと考えております。また、先ほどのマトリックスの右下で説明したような手法、経済学的には恐らく一番親和性は高いのだと思いますけれども、金銭換算した余命の価値データといったものをカトラリーは使っております、そのようなデータ面からの制約もございまして。

このような研究を踏まえて、次に考えなければいけないのは統計実務の観点でございます。統計実務上妥当な手法と記載してございますが、継続的に医療の質を捉えるためには、毎回毎回全て個票を用いた厳密的な手法を用いるのはかなり負担が大きくなります。ですので、必要な情報量はどの程度なのか、緩められる仮定はどの程度なのかといったことを、感度分析等を通じて検討したいと考えております。

ページをめくっていただきまして、最後になります、スケジュールになります。この委員会、先ほど答申が認められましたけれども、その中で医療の質に関する点も別表に盛り込んでいただいております。価格の把握手法については包括的な研究を推進し、その結果を統計委員会に報告する。期間は、この計画期間である5年以内になっております。当面の実務的な作業スケジュールでございますが、2018年度は入院部分について検討し、2019年度以降につきましては外来部分について検討したいと考えております。また、内閣府で決定しましたG D Pの改善についてという、G D Pの改善工程表なのですが、

その中におきましても位置付けておりました、医療、介護、教育、建設等の価格手法につきましては、SNA体系における位置付け等を検討し、可能なものについては次回基準改定に反映していくというふうに位置付けておりますので、こうしたことも視野に入れながら研究を続けてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○西村委員長　ありがとうございました。ただ今の御説明について、何か御質問等ございますか。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員　ありがとうございます。十分理解できていないのですけれども、今回、医療の質をどのように測るかについて、代理指標でやられるということで、QOLを評価することは難しいので、ご説明の方法しかないかと思えます。例えばレセプトデータを分析することで、医療行為がどのように死亡率や疾病治癒率の改善に成果があったかということをもって質の向上を見ることになると思うのですけれども、恐らくレセプトを集計した、オープンデータベースのようなものを利用するのではなくて、個票を利用することになるかと思うが、そのあたりの使用可能性の見通しを教えてくださいと思います。またそのようなことが分かりましたところで、治療行為の、ある意味ではアウトカムも一定程度分かるのではないかと思うのですけれども、これは統計作成のための利用だけなのか、もう少し幅広く、国民全体のために、医療の質の向上に利用するようなことも可能なのか。今検討中かと思えますけれども、どのような感じなのか、少し教えてくださいと思います。

○市川内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官　御指摘のとおり、レセプトデータについてはかなり豊富な情報量が入っているというふうに認識しております、厚生労働省も2009年以降のレセプトデータにつきましてはナショナルデータベースという形で提供されています。今後私どもから厚生労働省に申請をして、お認めいただければ使用させていただくというような段取りになるかと思えます。

また、レセプトの内容、アウトカムが捉えられるのかというのは、もう少しレセプトデータについても詳細に勉強しないと分からない面もまだ多々あるのですが、とりあえず死亡率と、転帰と呼ばれる情報について提供いただけるのであれば、少なくとも死亡率については把握できるというふうに考えております。

○西村委員長　ほかにいかがでしょうか。

このスケジュールとの関係なのですが、これは使うデータがものすごく大きなデータになり、かつ、かなり整理が大変だろうということで、このスケジュールどおり動くためには関係府省の、實際上データのアベイラビリティに関して、特別にと言ったら変なのですが、できるだけ早くいろいろな手続をお願いして、内閣府に対してデータの提供がなされるようにしていただきたいと思えます。それがないと、まだ見ていないデータでいろいろな話がされていますので、見たデータで何ができるかということに関しては若干心配なところもありますので、できるだけその点はよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それから、スケジュールもかなりタイトですので、どこかの時点で何らかの方針を、より詳しい方針を多分決めなければいけなくなると思いますので、そのときは適宜、できるだけ早く統計委員会に御連絡いただきたいと思います。それに従って、こちらの方のいろいろな手続というか、実装を含めた検討も変わってきますし、SUTの方も変わってきますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。本日用意しました議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、1月18日木曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第117回統計委員会と第87回基本計画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。